

改正後

(水圧試験)

第一条 労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。)第十三条第三項第二十五号に掲げる機械等(以下「簡易ボイラー」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める圧力により水圧試験を行つて異状のないものでなければならぬ。

- 一 令第一条第三号ロ、へ及びトに掲げる簡易ボイラーのうち、使用する最高のゲージ圧力(以下「最高圧力」という。)が○・一メガパスカル以下のもの ○・二メガパスカル
- 二 令第一条第三号ロ、へ及びトに掲げる簡易ボイラーのうち、最高圧力が○・一メガパスカルを超え、○・四二メガパスカル以下のもの 最高圧力の二倍の圧力

三 令第一条第三号ホに掲げる簡易ボイラーのうち、最高圧力が

○・一メガパスカルを超えるもの(同号へ及びトに掲げる貫流ボイラーを除く。) 最高圧力の一・三倍の圧力又は最高圧力

に○・一メガパスカルを加えた圧力のいずれか大きい値の圧力に
四 令第一条第三号へ及びトに掲げる簡易ボイラーのうち、最高圧力が○・四二メガパスカルを超え、一・五メガパスカル以下のもの 最高圧力の一・三倍に○・三メガパスカルを加えた圧力

- 五 令第一条第三号トに掲げる簡易ボイラーのうち、最高圧力が一・五メガパスカルを超えるもの 最高圧力の一・五倍の圧力
- 六・七 (略)

(安全弁等)

第四条 簡易ボイラーのうち、令第一条第三号イ及びロに掲げる蒸気ボイラー(同号へ及びトに掲げる貫流ボイラーを除く。)は、

改正前

(水圧試験)

第一条 労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。)第十三条第三項第二十五号に掲げる機械等(以下「簡易ボイラー」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める圧力により水圧試験を行つて異状のないものでなければならぬ。

- 一 令第一条第三号ロ、ホ及びへに掲げる簡易ボイラーのうち、使用する最高のゲージ圧力(以下「最高圧力」という。)が○・一メガパスカル以下のもの ○・二メガパスカル
- 二 令第一条第三号ロ、ホ及びへに掲げる簡易ボイラーのうち、最高圧力が○・一メガパスカルを超え、○・四二メガパスカル以下のもの 最高圧力の二倍の圧力

(新設)

三 令第一条第三号ホ及びへに掲げる簡易ボイラーのうち、最高

圧力が○・四二メガパスカルを超え、一・五メガパスカル以下のもの 最高圧力の一・三倍に○・三メガパスカルを加えた圧力

- 四 令第一条第三号へに掲げる簡易ボイラーのうち、最高圧力が一・五メガパスカルを超えるもの 最高圧力の一・五倍の圧力
- 五・六 (略)

(安全弁等)

第四条 簡易ボイラーのうち、令第一条第三号イ及びロに掲げる蒸気ボイラー(同号ホ及びへに掲げる貫流ボイラーを除く。)は、

最高圧力に達すると直ちに作用する安全弁又はこれに代わる安全装置（次条において「安全弁等」という。）を備えたものでなければならぬ。

2 簡易ボイラーのうち、令第一条第三号ニ及びホに掲げる温水ボイラー（同号へ及びトに掲げる貫流ボイラーを除く。）は、最高圧力に達すると直ちに作用する逃がし弁を備えたものでなければならぬ。ただし、逃がし管を備えたものについては、この限りでない。

3 簡易ボイラーのうち、令第一条第三号へ及びトに掲げる貫流ボイラーは、最高圧力に達すると直ちに作用する安全弁（温水ボイラーにあつては、逃がし弁）を備え、かつ、ボイラー水が不足した際に自動的に燃料の供給を遮断する装置又はこれに代わる安全装置を備えたものでなければならぬ。

（自動温度制御装置等）

第四条の二 簡易ボイラーのうち、令第一条第三号ホに掲げる木質バイオマス温水ボイラー（同号ニに掲げる温水ボイラー並びに同号へ及びトに掲げる貫流ボイラーを除く。）は、水温を摂氏百度以下とする自動温度制御装置及び水温が摂氏百度を超えた場合に直ちに摂氏百度以下とする冷却装置を備えたものでなければならぬ。

2 前項の冷却装置は、停電の場合においても有効に作動するものでなければならぬ。

（燃焼安全装置）

第四条の三 簡易ボイラーのうち、令第一条第三号ホに掲げる木質バイオマス温水ボイラー（同号ニに掲げる温水ボイラー並びに同号へ及びトに掲げる貫流ボイラー並びに手動で燃料の供給を遮断することができるものを除く。）は、燃焼安全装置（燃焼の状態を監視して、異常消火、炉内の温度の異常な上昇その他の異常）があつた場合に「燃焼の状態等に係る異常」という。）があつた場

最高圧力に達すると直ちに作用する安全弁又はこれに代わる安全装置（次条において「安全弁等」という。）を備えたものでなければならぬ。

2 簡易ボイラーのうち、令第一条第三号ニに掲げる温水ボイラー（同号ホ及びへに掲げる貫流ボイラーを除く。）は、最高圧力に達すると直ちに作用する逃がし弁を備えたものでなければならぬ。ただし、逃がし管を備えたものについては、この限りでない。

3 簡易ボイラーのうち、令第一条第三号ホ及びへに掲げる貫流ボイラーは、最高圧力に達すると直ちに作用する安全弁（温水ボイラーにあつては、逃がし弁）を備え、かつ、ボイラー水が不足した際に自動的に燃料の供給を遮断する装置又はこれに代わる安全装置を備えたものでなければならぬ。

（新設）

（新設）

合に自動的に燃料の供給を遮断し、かつ、逆火を防止するもの
いう。)を備えたものでなければならぬ。

2| 前項の燃焼安全装置は、燃焼の状態等に係る異常があつたこと
による燃料供給の遮断が起つた場合に、手動による操作をしな
い限り燃料の供給を再開できないものでなければならぬ。

(表示)

第六条 簡易ボイラー及び容器は、次の事項を記載した銘板が取り
付けられているものでなければならぬ。

一〇五 (略)

六| 簡易ボイラーのうち、令第一条第三号ホに掲げる木質バイオ
マス温水ボイラー(同号ニに掲げる温水ボイラー並びに同号へ
及びトに掲げる貫流ボイラーを除く。)にあつては、最高使用
温度

七| 簡易ボイラーのうち、令第一条第三号ニ及びホに掲げる木質
バイオマス温水ボイラー(ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下
で、かつ、伝熱面積四平方メートル以下のものを除く。)にあ
つては、燃料の種類

(表示)

第六条 簡易ボイラー及び容器は、次の事項を記載した銘板が取り
付けられているものでなければならぬ。

一〇五 (略)

(新設)

(新設)